

武徳会ページ

増
田
弘

- 一 はじめに
- 二 武徳会の『自主解散』
- 三 GSの武徳会解散要求と内務省による形式的解散
- 四 武徳会の正規解散をめぐるGSと内務省の対立
- 五 武徳会ページの实施
- 六 警察ページをめぐるGSとG2間の争い
- 七 おわりに

一 はじめに

「武徳会」（正式名称は大日本武徳会）は、日本の伝統的武道である剣道・柔道・弓道を広く日本国民に奨励し、身心の鍛錬と武士道精神の普及を目指す民間団体として、日清戦争終結時の一八九五（明治二八）年四月に京都

で創設された。以降、組織が全国の府県へ拡大するとともに、中国（上海、青島、広東）、アメリカ（ハワイ、シアトル、南カリフォルニア）など海外へも伸張し、一九三七（昭和一二）年には三〇〇万もの会員を擁する巨大なスポーツ団体へと発展した。ところが太平洋戦争勃発直後の四二（同一七）年三月、武徳会は政府・軍部の直轄する公的団体へと変貌し、東条英機首相が会長に、内相・厚相・文相・陸相・海相の五大臣が副会長に就任したほか、射撃・銃剣部門が加わって軍事教練の一旦を担うなど戦争協力態勢を濃くした。⁽¹⁾この結果、終戦後に武徳会は連合国最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）のページ指令に基づく「好ましくない組織」の指定を受け、四七（同二二）年八月、日本政府によって「大日本武徳会に関する追放の基準」が定められた。以降、同会の中央本部や地方支部の幹部など総計一三一二名がG項⁽²⁾該当者として公職追放、いわゆるページに処せられたのである。

しかしながらこの武徳会ページに関しては、GHQ内部でページを管轄する民政局（GS）が、「官僚組織の牙城である内務省のエリート達を駆逐するために実施した『政治ページ』にほかならない」との批判的風評が当時から根強く存在した。つまり内務省の官選知事や警察部長等が戦前・戦中に武徳会の地方支部長や部会長といった主要役員を兼任していた事実を目を付け、彼らを追放するために武徳会ページを無理に推し進めたというわけである。そのため内務省はもとより、吉田茂首相もその実施に抵抗した。また対日占領開始以来、GSが主導する日本の非軍事化・民主化路線に批判的な参謀第二部（G2）部長のウイロビー（C. Willoughby）少将、民間諜報局（CIS）公安課（PSD）課長のプリアム（H. Pulliam）大佐、第八軍司令官アイケルバーガー（R. Eichelberger）中將らは結束し、国内治安対策上、武徳会ページと一体化した「警察ページ」はマイナスであると主張して、GSの強硬方針に徹底して反対した。他方、GS局長ホイットニー（C. Whiney）准将や次長ケー

デイス (C. Kades) 大佐らは、最高司令官マッカーサー (D. MacArthur) 元帥の支持を背景として、片山新内閣にその実施を強く迫り、鈴木義男法務総裁と連携し、ついに武徳会パージを実現させるに至った。⁽³⁾

以上のように、武徳会パージは単なる一武道団体の解散そして関係者のパージに止まらず、きわめて政治性を帯びたパージであり、その後に影響を及ぼすパージでもあった。

本稿では、上述したGSと日本政府間の対立、またGHQ内部の部局間抗争を視野に入れながら、第一に武徳会解散問題がどのように生じたのか、第二に第一次吉田内閣はGS側の武徳会パージ推進の動きにいかに関与したのか、第三にG2ら反対勢力はGS側にどのように抵抗したのか、第四に、にもかかわらず、片山内閣期に武徳会パージがどのように実施されたのかをGHQ資料や関係者の証言を用いながら、分析・考察して真相を究明する。⁽⁴⁾

二 武徳会の「自主解散」

一九四五年一〇月以降、GHQ内部で秘かにパージ指令の検討が開始され、部局間の権限争いの結果、GSが「好ましからざる組織」のみならず「好ましからざる人物」の条項作成までも担当することとなった。⁽⁵⁾一月初旬に出来上がった草案では、解散すべき組織は計一六二団体に達し、武徳会も「IV軍事組織」の一つに指定されていた。⁽⁶⁾しかしこのような広範囲に及ぶ愛国主義団体の解散方針に対しては、G2を中心とする保守勢力から厳しい反論が提起された。一二月下旬、攻防の末にGSは譲歩し、解散すべき組織数はわずか二七団体へと大幅に縮小された。この時点で武徳会は解散対象から除外されたのである。⁽⁷⁾そして翌四六年一月四日のSCAPによる

ページ指令でも、また二月二五日の日本政府による勅令第一〇一号「政党、協会其の他の団体の結成の禁止等に関する件」でも、やはり武徳会の名称は存在しなかった。⁽⁸⁾ 武徳会はいわば延命となったわけであるが、それは紙一重であり、状況次第では解散リストに再び挿入される可能性はあったといえる。

はたして武徳会関係者が「GHQ内部の暗闘の末に危機を免れた」という実情をどの程度正確に把握していたであろうか。恐らく彼らは、ページ規定と武徳会との関連性を軽微なものと楽観していたに相違ない。終戦直後の四六年一月、同会は銃剣道と射撃道の両部会を廃止すると同時に国家神道色を薄め、四二年以前のような剣道・柔道・弓道三部門の武道奨励を目的とする純然たる民間スポーツ団体へと改組されたが、規則の改正が必要最少限に止められるなど旧体制の温存が計られた。役員も前理事長の藤沼庄平が会長に、前弓道部会長の宇野要三郎が理事長に就任するという不徹底な状況であった。⁽⁹⁾ なお文部省は学校体育の授業から武道を排除する通達を出していたが、厚生省は一般人の武道活動を禁止せず、GHQ内部で社会・教育分野を管轄する民間情報教育局(CIE)もこれに理解を示し、武徳会の改組を比較的好意的に捉えていた。それゆえ、武徳会の地方支部では地方軍政部の許可を得て活発に活動したり、米軍将兵を招いて「進駐軍公開演技会」を開催するなどした。⁽¹⁰⁾

ところが民間諜報局(CIS)が武徳会の活動を注視していた。その英訳名(当初 Great Japan Military Arts Association のち Great Japan Military Virtue Society)の「ミリタリー」の語彙が直接の契機であったかもしれない。ともかくCISはその改組の方向性が地方支部にまで徹底していないことに留意して、長野県支部を手始めに、全国各支部へと調査を拡げた。そして六月二七日、このような軍国主義的組織は「廃止されるべきである」との特別報告を提出し、CIC四四一支隊が武徳会を調査するよう勧告した。⁽¹¹⁾ のちにG2の傘下に入り、武徳会ページに反対の立場を取るCISであるが、当時はGSと同様に改革路線に沿って日本の軍国主義の根絶に熱心

に取り組んでいた。これを受けて同支隊は武徳会の歴史と主要人物を調査し、七月一七日に組織役員名簿、歴代会長の履歴、資産規模、活動状況など詳細な報告書をまとめ上げた。その中で、茨城県の一指導者の手紙から武徳会の目的がまったく変わっていない点が指摘された。また芦田均前厚相が「武徳会はスポーツ団体であり、半軍国主義である」と証言した点も明記された。⁽¹²⁾

この間、文部省は体育局振興課長の栗本義彦が中心となってCIEのノヴィール (Norvise) 少佐と接触し、武徳会が民主化された点などを説いてその解散を避けようとした。しかし七月二四日の両者間の会談に際して、CIS側がCICの調査結果を提示すると、武徳会の形勢は不利となった。つまりCIS側が、一月の改組によって長年の軍国主義教化と訓練が払拭されたかどうか疑わしいと迫ったため、CIEとしては栗本に解散を示唆せざるを得なかったのである。⁽¹³⁾

こうして八月一三日、CISの報告を受けたG2のウイロビーは参謀長に覚書を発し、「武徳会の解散」を勧告した。すなわち、「戦時中、この組織は軍国主義的ナショナリズム発展のため、政府の道具として使われた」、「降伏後に武徳会は再編され、もはや政府から支援を受けていないが、調査によれば、八万余名の会員が警察官や旧軍人によって占められており、また理事数名がかつて憲兵隊や思想統制警察の幹部であった」、「同会の本部は東京にあり、四五の支部は県庁所在地に置かれ、県知事が支部長を務めている。各支部には三つの下部組織（部会）があり、市長、助役、警察署長が各部会長を務めている」、「同会は依然剣道など武道を推進しており、日本中に武道指導のためのコーチを派遣するなど、その公的な目的は変化していない」と説明した上で、「CICおよびCIEが武徳会の解散に同意している」と指摘した。そして武徳会が「軍事的ないし準軍事的訓練」を行い、また「軍国主義ないし日本の武道精神を奨励」しているとの理由により、公職追放覚書AG091

(SCAPIN・548) 第一の F 項に基づき、日本政府に対して同会の解散を命ずるよう勧告した。⁽¹⁴⁾

のちに武徳会パージの強硬な反対者となるウイロビーであるが、この時点では実情を理解していなかったために、彼は武徳会の解散に完全に同意したのである。二日後の八月一五日、ピアソン (Pearson)、フラットン (Bratton)、ビショップ (Bishop) らウイロビーの部下達がその影響の甚大さに気づいたのであろう、ウイロビーに対して、この件について「CIEと協議したが、まだGSとは協議していない」、「武徳会の名称がSCAP違反と見られているが、同会には長所もある」と解散命令の中止を申し出た。⁽¹⁵⁾しかし時すでに遅く、この覚書に沿って、日本政府は口頭で大日本武徳会をSCAPIN・五四八の付属書A号の解散リストに加えることと、同会本部および支部組織の解散を命ずるよう指示された。⁽¹⁶⁾

ここに武徳会関係者は事態の緊急性を認識せざるをえなくなった。九月一三日、急遽常務理事会が開催され、武徳会の自主解散が決定された。このようなあわただしい措置は、CIEの好意的助言もあったが、内務省側が背後から圧力を加えたことが大きかったであろう。内務省ではかつて武徳会役員（地方支部長、副支部長、部会長など）を兼務していた者を多数出していたため、身内の大量パージへと発展することを恐れ、いわば臭い物に蓋をしようとしたのである。⁽¹⁷⁾直ちにこの方針は各支部宛に通知され、G H Qにも報告された。そして一〇月三十一日、解散式が行われ、五〇年に及ぶ武徳会の歴史に幕を閉じた。

三 GSの武徳会解散要求と内務省による形式的解散

しかしこのようなCIEおよび内務省主導の「自主解散」を看過せず、これを公式の追放令に則って解散させ

ようと計ったのがGSの行政課長ルースト (P. Roest) であった。GSはこれまで武徳会問題の埒外にあったが、三十一日、民間財産管理局 (CPC) のイートン (Eaton) が武徳会の資産処理に関してGSの同意を求め、その自主解散を知った。ルーストはこれを「本末転倒」と見なし、もっと以前にパージ指令の解散団体に指定され、その資産が凍結されるべきであると主張し、CIEと内務省を批判した。⁽¹⁸⁾そして彼は内務省調査局第三課の原文兵衛事務官に対して、武徳会をパージ指令の解散団体に指定するよう言明した。勅令第一〇一号の解散団体に指定されるとその団体役員は自動的に公職追放となるが、自主解散では関係者は追放を免れるからである。これに対して原は、「この人たちは武徳会の役員に好んでなったのではなく、知事、警察部長、警察署長の役職にある期間だけ慣例的に武徳会役員になっただけである。それが公職追放の対象になるのは、いかにも不合理であり、気の毒」であると考え、ルーストに誠心誠意これを説明し、武徳会を解散団体に指定することを中止するよう懇願した。しかしこれはケーデイスの「強い意向」であるとして押し切られた。⁽¹⁹⁾

こうして一〇月三十一日、武徳会がパージ指令に該当することが確認され、勅令第一〇一号の第I項六に基づく解散すべき団体に該当すること、その財産は同勅令の第III項に基づき凍結されることが決定された。翌一月一日、ルーストは原に対して直ちに武徳会解散を命じるよう口頭で指示し、原は武徳会を管轄する文部省にその旨伝えると述べた。⁽²⁰⁾しかし内務省側は前述した理由によって、直ちに行動を起こそうとしなかった。無視されたと感じたルーストは四日、その解散が五日までに内務省によって命令されない場合、ホイットニーのもとに原が出頭し、その理由を説明せよと威嚇した。⁽²¹⁾これに対して、CIE教育課のグラハム (Graham) 大尉がルーストを訪ね、武徳会会長の書簡を持参した。それは組織の自主解散に関する詳細な内容を提議したものであり、それを各府県の地方支部へ送付することの許可を求めていた。一日にGSが内相宛に口頭で武徳会の解散を命じていた

ため、この書簡の発出の許可が停止されていたわけである。⁽²²⁾

とすれば、GS側は早急に同会の解散をパージ指令によって実施する必要があった。そこで五日、GSでは「大日本武徳会の解散」と題する文書を作成し、ホイットニー局長名で内相宛に発出された。それは下記のとおりである。⁽²³⁾

1. 日本政府は武徳会をSCAPIN・五四八に記されている組織のなかに加えるよう指令されている。この組織はサムライの武道精神を唱道しているばかりでなく、近代的な軍事訓練をしており、征服戦争へと日本国民を精神的かつ肉体的に動員することを積極的に支援した。

2. 日本政府はSCAPIN・五五〇の付属書A号のC項により、一九四一年二月六日から四五年九月二日までの期間のすべての役職者が公職から排除されることを指令されるべきである。この期間の役職者とは、次の地位を占めるすべての者である。

- a 中央……会長、副会長、理事長、理事、顧問、部会長、評議員、監査役
- b 県・六大都市……支部長、副支部長、理事長、理事、顧問、部会長、評議員、監査役
- c 郡・市・町・区・村……支部長、副支部長、事務局長、支部顧問
- d 肩書きに関係なく、上記に匹敵する地位にあるすべての人物。

3. 日本政府はこの指令を遂行するための措置を完全な報告にして提出すべきである。(以下、略)

翌六日、内務省側はやむなく小村調査局長、小倉謙第三課長、原課員、そして終戦連絡中央事務局(CLO)、いわゆる終連の稲川がGSへ出向き、指令通りに武徳会を解散し、資産を没収する命令を出すことをケーディスおよび行政課に伝達した。ただし彼らは武徳会役員が、SCAPIN・五五〇の付属書A号の「C項」ではなく

「G項」に該当すると考えるべきであり、個々の人物のページ審査は内務省の管轄ではなく、それは公職審査委員会が行うべきことであると主張した。そこでGS側は武徳会解散を命じる内務省令の原案作成を指示した。⁽²⁴⁾

翌七日、原はGSに原案を提出したが、修正を命じられた。⁽²⁵⁾ その際、原はルーストに対して最後の説得を試みた。「武徳会は解散させ、その財産は没収するが、役員は公職追放しないようにしてほしい」と嘆願したのである。ルーストは、「自分はそれでもいいと思うが上司に相談する」といい、やがて原は「OKの返事」をもらった。原は喜んで上司に一部始終を報告し、早速その手続きに着手した。ただし勅令第一〇一号によって武徳会を解散させたのでは、役員は自動的にパージとなるため、その適用を避け、「武徳会の解散と財産の没収だけを規定する単独の内務省令による」との方法を思いついた。そこで法制局の宮内第一部長にその素案を持参したところ、宮内から「これは内務省令になじまない、この案は内務省令の体をなしていない」と拒けられたが、原は、「これによって多くの人たちが救われるのだから、何とか単独の内務省令案を認めてほしい」と懇願した。宮内は、法律専門家として不満ながらも、「武徳会解散に関する単独の内務省令を作ってくれた」。原は直ちにルーストのもとへ行き、同案の英訳を提出し、念のためその写しにルーストのOKのサインをもらった。⁽²⁶⁾ こうして八日、取りあえず武徳会の解散と財産没収のみに関する内務省令第八号が公布され、各県知事に対して電報で伝えられた。⁽²⁷⁾ ただしこの決定がのちに重大視され、結局覆される経緯は後述するとおりである。

もう一つ、パージと絡んで武徳会がいつの時点から軍国主義ないし超国家主義的色彩を強めたかが焦点となった。その該当期間の役員こそが公職追放の対象となるからである。この点について内務省公安局長の谷川昇は、一五日、武徳会の転換期が一九四二年三月であり、その理由として、①政府により外郭団体となった、②東条首相が会長に就任した、③陸軍の影響力が強まった、④銃剣道や射撃道が加わったことをGS側に伝えた。その上

で、二年以上ないし四二年三月以後に六か月以上、武徳会役員として重要な地位に在った政府官吏すべてを追放該当とするよう提案した。⁽²⁸⁾つまり内務省のエリート官僚の追放被害を極小化するために、対象期間を短くする配慮がなされていたわけである。

同じ一五日、G2は問題の期間に関するGSの質問に対して次のように回答した。⁽²⁹⁾

1. 慎重な検討の末、G2としては大日本武徳会はページ指令(SCAPIN・548)にリストされるべき「超国家主義的、テロ的、秘密愛国的」団体ではないと思われる。武徳会は元来財団法人として始まり、剣道・柔道・弓道の肉体的訓練を行い、雑誌『武徳』を発行しており、会員は一九四一年に三〇〇万人を数えた。翌四二年三月二一日にこの財団法人は厚生省に吸収され、首相が会長、厚相、文相、内相、陸相、海相が副会長となった。本組織が活動を拡大させたのはこの時点からである。したがって、もしこの組織がSCAPIN・五四八に該当するべきなら、適用の期日は四二年一月一日以前であってはならない。

2. 武徳会役員の多くは政府の要職にあるというだけで、ページ規程が四五年九月二日以後に適用されるべきでない。同会は四六年初頭には政府の統制から離れてあり、また戦後は軍国主義の推進に関与していないことは明らかである。政府高官の地位に就任している者は、四五年九月二日以後に占領軍当局の承認を得ており、それゆえ、そのような者を公職追放することは不公平である。

要するにG2は、武徳会がページ指令(SCAPIN・548)に該当しない、ページ指令を適用するとしても、その適用期間は一九四二年一月から四五年九月までに限定するよう主張した。ついにG2が従来の武徳会に対する厳しい態度を改め、その解散に不同意を表明すると同時に、内務省側の主張とほぼ同じ該当期間を提示したわけである。内務省とG2は歩調を揃えはじめたといえる。さらにG2は、この該当期間が拡大されるようなことにな

れば、吉田現政権が危機に陥り、幣原前政権と同じ道を辿るかもしれないとGSに警告を発した。これに勢いを得たのか、内務省や終連は武徳会情報をGSへ伝えて、公職追放該当期間を一九四二年三月以前と四五年九月以後に及ばないよう強く働きかけた。⁽³⁰⁾

ではこのようなG2の態度転換にはどのような背景があったのか。まず第一に、既述のとおり、CISのブラットンらはウイロビーに対して武徳会を擁護するよう働きかけたが、ようやくその説得が効果を上げたというところである。すでにCISはG2の影響下に入り、反GSの姿勢を固めつつあった。第二に、この時期には第二次公職追放令、とりわけ地方パージの法令化をめぐる内務省とGS間の対立が尖鋭化しつつあり、その余波がG2側の態度に変化をもたらしたと思われる。たとえば一〇月二三日、ホイットニーは日本政府に対して、県知事・市長といった地方行政のトップから町長・村長・町内会長といった末端に至るまでの「長」ばかりか、大政翼賛会の各県から郡市町村の支部長、支部顧問、参与、評議員まで追放せよと指示し、政府を驚かせた。GS側は大政翼賛会の旧組織が依然として中央および地方選挙の際に保守党の集票マシンとして機能していることを重視しており、その根絶を計ったわけであるが、G2側はこのようなGSの強硬方針に警戒を強めた。その意味で、まさに武徳会問題は、大政翼賛会問題と同一の危機イメージで捉えられたといえる。第三は、後述のような警察の改組をめぐるGSとG2の対立である。

一月二七日、ケーディスは終連政治部長の山田久就に対し、武徳会が来る一九四七年一月四日に制定される閣令および内務省令第一号の第三項に加えられるべきであると指示した。⁽³¹⁾ あくまでパージ指令(SCAPIN・548)に沿った武徳会役員の追放に固執したのである。しかしCISは、武徳会の英訳(Great Japan Military Virtue Society)は不適切であり、むしろ「Great Japan Morality Society」が正しいと主張し、一月一五日には「穩

やかな措置」を助言し、「あまりにも急激な措置は危険である」と指摘して、GS側を牽制した。⁽³²⁾ いまやG2やCISという援軍を得た内務省は、GSの命令に服さず、官僚組織の生き残りを懸けて既定方針を貫く姿勢を示したのである。

四 武徳会の正規解散をめぐるGSと内務省の対立

前述のとおり、GSは新たな第二次公職追放令に基づく武徳会の解散を求めた。しかしそれが施行された一九四七年一月四日時点では、内務省が省内関係者の大量パージへと波及させないよう手筈を整えたため、GSの要求通りとはならなかった。ケーデイスはこの事態を見逃さず、二月三日、彼は武徳会を再び解散リストに入れるよう命令を発した。一二日、行政課長のマーカム (C. Marcum) 中佐は金森徳次郎國務相に対し、内務省の武徳会解散に関する特別命令(第八号)を廃棄し、本来の勅令第一〇一号に基づく解散命令を実施するよう指示した。⁽³³⁾ これに対して二四日、植原悦二郎内相から「武徳会の概要とパージとの関係」と題する意見書がGSへ提出された。武徳会の歴史、活動状況、構成、戦中戦後の改革などを説明した上で、武徳会が指摘されているようなC項の超国家主義・軍国主義団体に該当しないと主張した。⁽³⁴⁾ しかし行政課のシロタ (B. Sirota) はマーカムに対し、内務省側の怠慢さを憤りつつ、一九四二年一月一日から四五年九月二日までの期間は武徳会が軍国主義的組織と見なされるべきであり、日本政府が直ちに同会をC項に加えるべきことを勧告した。⁽³⁵⁾

このようなGS側の再三に及ぶ強い指示にもかかわらず、武徳会関係者がパージとなることはなかった。そこで三月一三日、ホイットニーは内相宛書簡で、「私は金森國務相に対し、四七年一月四日付の勅令第一号の公布

に際して、四一年一二月六日から四五年九月二日に至る期間の武徳会の影響ある者は、反証の無い限り、ページ指令 (SCAPIN・550) のA号のG項に該当する扱いを受けることを助言しつつある」旨を伝えた。⁽³⁶⁾ ついにGSは武徳会関係者をC項該当として一括処分することを断念し、G項の個人審査によるページ処分へと譲歩する方針を示したわけである。⁽³⁷⁾ そして一五日、ケーデイスはこのホイットニーの方針を直ちに実施するように金森、山田、須之部、原に対して圧力を加えた。それでも内務省側は執拗に抵抗した。植原は一五日付のホイットニー宛返書の中で、長期にわたり武徳会は軍部の侵略政策の一部ではなかった、大日本武徳会の訳は「Chivalry Virtue Association」であり、「Military Virtue Society」ではない、「武」という語彙には「軍事、武力、強い」の意味があり、意図的かつ不正確な表現である、したがって武徳会の影響ある者すべてをページ指令 (SCAPIN・550) のA号のG項に該当させることは賢明ではないと主張し、関係者のページ自体を再考するよう請願した。⁽³⁸⁾

しかしGSは武徳会指導者のG項適用を急いだ。「十分な反証を提示できない者を公職追放令A号のG項該当とする武徳会役員」は、①中央本部では会長、副会長、理事長、理事、顧問、部会長、評議員、監事、②県および六大都市では支部長、副支部長、理事長、理事、顧問、部会長、評議員、③郡市区町村では支部長、支部長代理、事務局長、顧問であると規定し、二〇日にこれを日本政府に提示した。⁽³⁹⁾ 他方の政府側は、二九日、①会長、副会長、理事長、銃剣・射撃担当理事と中央の上記部門の責任者は自動的に追放される、②十分な反証が提示できない場合ページに処する役員には、顧問、理事、部会長を含め、県・六大都市では支部長を含める、③地位に関係無く、銃剣・射撃の訓練や普及に積極的に関与した役員は追放される、との対案をGSに提出した。つまり、中央の顧問、評議員、監事を外し、県・六大都市では支部長以外をすべて外し、郡市区町村役員を除外していた。そして、右の通りに実施された場合、県支部および地方支部で約二万人が公職追放になるだろうと予測した。⁽⁴⁰⁾

結局政府側は武徳会役員の G 項適用によるパージを避けられないものとあきらめ、その代わりに役員の範囲を狭めてパージの被害を最小とすることに尽力した。四月一日、内閣官房長官から各県知事宛に、一九四一年一月八日から四五年九月二日に至る期間に武徳会の中央本部および各県支部・地方支部の役員は、G 項該当扱いとなる⁽⁴¹⁾ことが決定されたが、パージとなる役員の範囲に関する詳細は目下検討中であるとの文書が通達された。これに対してシロタは日本政府の対案を拒否し、GS 側の原案を認めさせるべきであるとネーピア (J. Napier) 公職審査課長に勧告した⁽⁴²⁾。双方の主張が真正面から対立したわけである。それでも政府側は、五月一日に金森國務相がホイットニーへ武徳会を改めて擁護する書簡を送ったほか、同会役員の範囲に関しても従来の見解に固執する姿勢を示した⁽⁴³⁾。

この頃であろう、吉田はマッカーサーに会見した折、武徳会は「一種の青少年のクラブに過ぎない」と説明した上で、「実は我々は近く総選挙をやらねばならないが、経済界や青少年層をいじめる政策をやれば、総選挙で自由党は大敗するにきまっている。言うなれば、総司令部は消極的に選挙干渉をやるのと同結果になりはしないか」と述べたところ、マッカーサーは、「武徳会の武はミリタリーを意味する以上、これはどうにもならない」と答えた⁽⁴⁴⁾という。

さて四月二五日に実施された戦後二度目の第三回総選挙結果により、五月二〇日に吉田内閣は総辞職し、六月一日、社会党中心の片山連立内閣が成立した。吉田は閣外に去るに当たり、六月一二日、マッカーサーに対して武徳会への熟慮を求める書簡を送るとともに、植原前内相の同月二日付の吉田宛書簡も同封した。植原は、同会が本来スポーツ団体であり、決して軍国主義的目的をもつものでなかった、軍部からの強い圧力のもとに四二年三月に改組された、武徳会役員の大半は軍国主義の積極的関与者ではなかった旨を滔々と論じた上で、もし指

令通りに役員の大部分がページとなれば、有能かつ経験豊かな多数の人物を失い、中央および地方の行政は困難に直面するだろうと警告を発していた。⁽⁴⁵⁾

こうして武徳会問題は片山新政権に引き継がれることとなった。

五 武徳会ページの実施

片山内閣の誕生時点で武徳会問題は保留されていたが、六月下旬に政府側とGS側との交渉が開始され、概ね合意に達した。そこで七月六日、ホイットニーは内閣官房長官（西尾末広）宛覚書を送付し、次のように言明した。(1)四七年三月一三日に私は内相に対し、武徳会が軍国主義の道具となっていた期間、中央本部・地方支部の影響ある者すべては、十分な反証を提示できない場合、ページ指令の付属書A号のG項に該当する扱いを受けるべきであることを伝達した。(2)私は鈴木法務総裁に対し、四七年一月四日付の勅令第一号の公布に際して、次の役職は影響ある者と見なされることを助言しつつある。すなわち、中央本部では会長、副会長、理事長、理事、部会長、県・六大都市では部会長、副部会長、理事長、理事、部会長、地方支所では支所長である。(3)反証は八月一五日までに提出されなければならない。⁽⁴⁶⁾GS側の武徳会ページに関する基本方針が提示されたわけである。

一〇日、官房副長官の曾禰益は、西尾の代理としてケーデイスとネーピアとの会議に臨み、片山首相のマッカーサー宛書簡を提出した。その中で片山は、前記のホイットニー覚書に示された指令を忠実に実行するつもりであるが、しかしページ該当となる知事一〇名、副知事七名、部局長一七〇名、警察署長八八〇名に関しては極力再考してほしいと懇願した。⁽⁴⁷⁾一五日、ホイットニーは片山に対し、「貴殿の経済計画の一定の側面に関係する人

物について検討した。SCAPは現在の経済的困窮を軽減する効果的方法についての貴殿の努力を注視している」、「好ましくあらざる武徳会役員を公職から追放することが貴殿の計画の妨げとならないよう、中央政府の高官レベルから下級レベルへと徐々に追放するといった合理的方法を採用することに反対しない」と回答した。⁽⁴⁸⁾

同日朝、鈴木法務総裁がケーデイスに電話を入れた。鈴木は初めて英語で話し、二人だけの極秘の会見を要望した。ケーデイスによれば、鈴木の内容とは次のようなきわめて重要な四点であった。①目下法務庁の再編と警察制度改革を検討中である。②先の片山書簡では武徳会役員の追放を最小限にするよう要請したが、それは本音ではなく、吉田が行ってきたような単なる官僚の意向を従順に代弁したものにすぎない。片山としては武徳会の影響ある者を「まったく問題なくパージに処すつもり」であり、その旨の書簡を曾根に用意させている。③武徳会役員の一〇〇〇名から一八〇〇名がパージの影響を受けるだろう。また政府レベルでは約三分の二が軍国主義者や超国家主義者であり、その三分の二がキャリアの警察官僚である。とくに彼らは戦時中各県の警察幹部であり、一般国民に圧力を加えた特高警察の幹部である。それゆえ、鈴木および現内閣閣僚は警察制度を変革する決心である。④武徳会パージが経済緊急措置や米の収穫、あるいは法秩序に打撃を与える危険性について、鈴木は「ノー」と断言し、パージはまず中央本部から始め、次いで県や地方支部へと降ろしていき、武徳会役員の反対を封じるつもりであると述べた。⁽⁴⁹⁾要するに鈴木はケーデイスに、武徳会パージを徹底的に実施する決意を表明したのである。

こうして各県での武徳会関係者の氏名一覧が準備されていった。⁽⁵⁰⁾他方、ホイットニー書簡に基づき「反証」の提示に関する交渉がケーデイスと鈴木、またネーピアと山田により行われた。様々な政府案がGSによって斥けられたが、二四日に至り、地方支部役員の追放該当期間を六か月短縮して一九四二年九月以降とするともに、

反証に関しては、軍国主義者に抵抗し、超国家主義的活動に反対した証拠を用意した者という政府案（「武徳会役員に関する反証」）が提出され、ホイットニーの了解のもとにネーピアは鈴木にこれを受諾可能であると伝えた。⁽⁵¹⁾ここに武徳会に関する交渉が終了した。

翌二五日程、閣議は武徳会の軍国主義的役員のパージを閣令草案の形式で承認した。そして八月二日、「大日本武徳会に関する追放の基準」（総理庁令・内務省令第六号）が発せられ、武徳会が四七年の閣令・内務省令の付属書第一号のⅦ項に加えられた。この命令は、①追放に該当する役職者は、中央本部が会長、副会長、理事長、理事、部会長、都道府県支部が支部長、副支部長、理事長、理事、部会長、地方支所が支所長である、②決定期間は東条首相が同会を改組した四二年三月二日から四五年九月二日までである、③反証は三〇日以内に中央公職適否審査委員会に提出しなければならない、というものであった。⁽⁵²⁾ついに武徳会パージの実施が決定されるに至ったのである。

六 警察パージをめぐるGSとG2間の争い

警察制度の改革に関しては、以下のような変遷があった。一九四五年一〇月、マッカーサーは幣原新内閣に対し、憲法改正を示唆するとともに人権確保のための五大改革を指令し、とくに「秘密尋問及びこの濫用によって人民を常に恐怖に陥れていた制度を廃止する」との指令は、特高警察パージを生じ、さらに警察制度の全面的改革を必至とした。ただし内務省側の警察拡充計画はGHQによって拒否されたため、翌四六年五月に成立した吉田内閣は、憲法改正案とともに地方制度改正案を国会に提出し、それに伴って警察制度の改革方針が検討された。

次いで警察制度審議会が設置され、一月から二月にかけて漸進的改革案がまとめられた。しかし急速な民主化政策を取る G H Q の了解は得られず、そのため政府は警察制度を現状維持とし、内相の指揮監督下の中央集権態勢が温存された。ところが翌四七年四月三〇日、ホイットニーが内務省の分権化を指示したため、警察制度の改革も早急な解決を必要とした。とはいえ、政府部内では内務省と司法省が行政警察と司法警察の権限をめぐって対立しており、また G H Q 内では G S と C I S の公安課 (P S D) 間の対立が表面化するなど、警察機構の改革問題は政治化、複雑化しつつあった。⁽⁵³⁾

では片山新政権は上記のような対立の中で、武徳会ページに直結する警察ページ問題にどのように対処していたのか。

まず六月下旬に政府と G S 間で武徳会解散をめぐる交渉が開始された折、内務省側から P S D へ「警察に関する武徳会ページの効果」と題する詳細な報告書 (二四日付) が届けられた。それは以下のとおりである。⁽⁵⁴⁾

「1」 三つのページを通じて人的損失のランク毎の比率は下記のとおり。

	一九四五年一〇月一五日までの実数	同年同月一四六年一月のページ数	武徳会ページ	三ページの総計	警察ページの総計割合
県本部長	六九	四九	二六	七五	一〇八・七%
警視	九二九	一一四	四九三	六〇七	六五・三%
警部	一七七三	一九六	三八五	五八一	三二・八%
警部補	六五九四	一〇〇〇	一	一〇〇〇	一五・二%
警部部長	一三二六四	一五八七	一	一五八七	二・〇%
巡査部長	六六三九三	二二二七	一	二二二七	三・二%
計	八九〇二二	五〇七三	九〇四	五九七七	六・七%

〈2〉 一九四五年一〇月と四六年一月の二度のページに加え、今回の三度目のページは、県警本部長の全員、警視の三分の二、警部の三分の一を警察から除去する。人的損失の総計（五九七七名、これは全体の六・七％）だけでは、これら三つのページがいかに警察の最高幹部を直撃したかを十分に表していない。

〈3〉 「武徳会ページが警察力に与えた影響」

A 第一級…内務省の各部署長、警視庁・県警本部およびその他の警察部署の長

地位	人的数字	ページ該当者	比率
警保局長	一〇一	一	一〇〇％
警保局部長	一〇	四	四〇％
警察学校長	五	三	六〇％
警視総監	一	一	一〇〇％
警視庁部長	六	四	五〇％
県・署長	四六	一四	三一％
計	六九	二六	三八％

（Bは略）

〈4〉 四五年一〇月四日の覚書（「政治的、市民的、宗教的自由の制限の除去」）が布告され、同様の追放の結果、熟練した警察官数がきわめて少なくなった。武徳会ページの基準がこれらの者にも適用されれば、警察力にかなり深刻な打撃を与えるし、警察行政は未熟な者によって運営されざるを得ないであろう。（以下略）（翻訳 H・吉永）

この報告を受けたPSDのプリアムは、七月、次のような詳細な報告書をまとめ、G2へ提出した。①一九四

五〇四六六年に日本の警察官三万九六三七名がバジー、自主退職、死亡の理由で職務から離れた。一九四〇〇四五年の平均からすると三七四%も増加している。しかも有能かつ経験豊かな幹部一五八三名もその他の理由で失われた。②GS主導の武徳会バジーにより、約一〇〇四名もの警察幹部(残された経験豊かな幹部の一〇・三%)が追加除去されれば、県警本部長の全員、警視の三分の二、警部の三分の一が除去されることになる。これは全警察幹部の二五・一六%の損失となる。③市民警察は日本政府にとって市民の法と秩序を維持する唯一可能な力である。犯罪事件が増加しつつあるが、日本の警察官の補充と訓練が進んでいない。四七年一月一日現在で九万三九三五名の占領軍に対し、日本の警察官は九万五五〇名でしかない。これは日本の人口八〇七名に警官一名の比率にすぎない。市民五九八名に警官一名の割合で、しかも正規陸軍と州兵により守られているアメリカとは比較にならない。日本国内には約五〇〇万もの失業中の旧日本軍兵士や朝鮮人がいる。そのような中で占領軍が訓練未熟な日本警察とともに、七三〇〇万の日本国民の安全を確保せねばならない。④有能かつ経験豊かな警察幹部のさらなるバジーは、政府の有効な機能を破壊することである。⑤武徳会の活動は本質的に警察機能とは関係なく、その組織は「全米ライフル協会」のようなものである。⑥東京憲兵隊司令官は、警視庁の効率化を悪化させるような包括的バジーに反対している。⑦日本の警察行政を監督する第八軍司令官も、警察の効率化に深刻な影響を及ぼす更なるバジーに反対している。

したがって、①警察バジーに関しては、PSD、CIS、G2、第八軍といった関係部局と協調して実施されるべきである、②武徳会バジーは警察への適用を除外すべきである、③警察に対するさらなる包括的バジーは終了されるべきであり、人員補充と訓練への十分な配慮を許可すべきである、と勧告した。⁽³⁵⁾

このプレミアムの報告を受けたウイロビーは、二〇日、CIS次長のプラットフォームに対し、最近のGSの警察バー

ジはC I Sに対する「挑戦」であると警告し、C I Sの奮起を促した⁽⁵⁶⁾。またウイロビーは参謀長に対して覚書を送り、日本全体の警察と法秩序を管轄する第八軍および東京憲兵隊司令官がともに、警察力の効率化に深刻な影響を及ぼすこの包括的バージに反対している、ただしこの件に関するG Sとの調整努力は繰り返されているが失敗している、と訴えた⁽⁵⁷⁾。プリアムも第八軍司令官や参謀長と接触し、二五日、武徳会バージは警察への適用を停止すべきであり、個々のケースでバージを適用すべきであるとの提言をまとめた⁽⁵⁸⁾。このようにウイロビー、プリアム、アイケルバーガーなどG 2側は、G Sの進める武徳会・警察バージに反対する大合唱を上げたのである。

しかしながら政府とG S間の交渉は、前述したように進捗しつづけた。片山内閣はすでに六月二七日の閣議で内務省解体を決定し、それと平行して警察制度改革に着手していた。片山自身、「私の長い間の経験から、大衆に親しまれ、国民の保護者となる警官を作りたいと考えた。即ち、大衆から憎まれたりする警察制度を変えようと考えた。自治体警察の考え方がこれである。幸か不幸か、内務省は、官僚政治の中心として、G H Qからねらわれている。また司法省もよくない。これも、人権擁護のための正しい役割を演じなかった。そういう理由で、この二つ『司法省、内務省は廃止しろ』という要求が、G H Q側から出された。『よろしい』というわけで、民主警察を作って、治安維持の主体を、今日の公安委員会として、新しく人権尊重、人権擁護のために、活躍させることとした⁽⁵⁹⁾。こうして片山内閣は、七月一五日、閣内に「司法警察制度改革委員会」を設置し、委員長には鈴木法務総裁、委員には西尾官房長官、一松厚相、斉藤国務相、木村内相が就任した。そして二九日にG Sへ提出された委員会案には、公安庁の言葉はなく、六大都市および県レベルへの即時分権化と、旧来の国家警察機構の大幅縮小を主眼とするG S案に近いものとなっていた。しかも二五日に武徳会バージが閣議で決定し、八月二日には「大日本武徳会に関する追放の基準」が発せられるなど、完全なG Sペースとなったわけである。

このような事態に俄然 G 2 側は巻き返しに転じた。武徳会ページの法令化を抑止できなくとも、その警察ページへの適用を阻止しようとし、G 2 側は委員会に「震え上がるほどの圧力」を加えた。するとホイットニーは、一八日、プリアムに電話を入れ、「日本の警察との会議を召集しようとしている。私はすでにマッカーサーと警察改組について討議した。彼は日本政府に自主的に警察改革を実行させようとしている。日本政府が G H Q に改組案を提出した場合、彼はその案を検討するだろうし、貴殿とも討議するだろう」と妥協的態度を示したが、プリアムは「もしそれがマッカーサーの望むことなら OK だ。しかし日本警察の改組は私が考えるし、C I S や G 2 の主要な関心事である」と牽制した。⁽⁶⁰⁾

またウイロビーは、二四日、ブラットンらに警察改革の動向に関する文書を送付した。その中で、P S D による警察改革への取り組みの遅れが G S の介入を招いた、われわれは G S が介入してくるまでに時間を浪費しすぎたと自己反省の弁を述べた上で、吉田前政権は S C A P 案を実施しようとはしなかったが、片山現政権は G S 案を実施しようとしている、鈴木案は本物であると現状を分析し、同案は六か月前に作成されていた可能性があり、鈴木がその計画を G S と秘かに練っていたのではないかと疑心暗鬼に陥り、この鈴木案の成立を阻止しなければならぬ、そして P S D 案を早急にまとめ、日本政府に売り込め、と檄を飛ばした。⁽⁶¹⁾ さらに彼は、二二日、S C A P と参謀長宛に「日本警察の損害」と題する覚書を送り、統計資料を示しながら、多数の警察官が殺傷されている現状を強調し、暗に警察ページの実施がマイナスであることを印象づけようとした。⁽⁶²⁾

続いて二九日、ウイロビーは参謀長宛に「警察ページ——大日本武徳会」と題する長文の秘密覚書を送り、次のように訴えた。まず第一に警察の現状に関して、①現在の包括的ページは日本の警察能力と効率性を完全に悪化させつつある。②一九四五〜四七年に日本の警察官三万九六三七名が職務を離れ、四五%の消失となった。③

経験豊富で有能な五〇七三名の警察幹部がパージにより失われ、さらに一五八三名の上層幹部もその他の理由で失われた。これは過去五年間の平均を三七五％上回る増加である、と報告した。

第二にGS主導下の武徳会パージについて、④このパージによって約一〇〇四名もの警部以上の幹部が除去され、上層部の二五・一六％が失われる。⑤武徳会の活動は全米ライフル協会に似ている。パージに関係する警察幹部の大半は武徳会の名誉役員であり、わが州の警察官が森林や消防部門の名誉会員になると等しい。その活動は戦時中に対空警護の監督を勤めた警官以下の軍事的役割にすぎない、とその不当性を強調した。

そして第三に武徳会パージの負の影響について、⑥この包括的パージが警察の効率性と平穩な占領行政に悪く作用することは、C I SのP S D、東京憲兵隊司令官、第八軍司令官の意見から明らかである。⑦その論拠として、(a)犯罪件数が占領開始以来二〇〇％以上増加している、(b)警察官の喪失数が補充数を上回っている、(c)六〇〇万人もの失業中の復員者が社会転覆へと動くなど、社会不安をもたらす可能性がある、(d)在日朝鮮人が不満をもっている、(e)人口比率では米軍兵士一人に付き日本国民七三〇名であるが、占領軍の将来には不安がある、(f)日本の警察官の比率は八〇七名に付き一名である、(g)わが兵力と、訓練未熟で非武装の日本の警察力が七三〇〇万の国民の統制のために寄与している、(h)法秩序の弱さと警察の訓練・効率性の低減状態では、数百万もの不満勢力を抑止できない、(i)日本警察の現状は占領自体に影響を及ぼし、削減されつつある占領軍に多くの負担を与える、と警鐘を鳴らす一方で、⑧武徳会パージが明らかにされたとき、日本警察への影響を極小化する努力をGSに行ったが徒労に終わった、とGSの責任を咎めた。

結局、a 武徳会パージは「特定の国民への適用から日本の警察に至るまで」直ちに中止されるべきであり、b 警察への更なる包括的パージは、補充人員の訓練が許されるまで繰り下げるべきであり、c いかなる包括的パ

ジもその実際的な効果が検討されるべきであると同時に、主導部局とその他の G H Q 部局とが協調するべきであると勧告した。⁽⁶³⁾

以上のようなウイロビーらの執拗な抵抗が功を奏し、八月二九日に提出された日本側委員会案は G 2 案寄りとなった。G H Q 内部の対立が委員会に持ち込まれ、日本政府は完全に立ち往生するに至った。困惑したのは日本政府ばかりでなく、S C A P のお膝下の参謀長らも同様であった。九月二日、参謀副長のフォックス (Fox) 准将は G 2 に対し、警察パージに関して G S と調整するよう要望した。⁽⁶⁴⁾ しかし同日にウイロビーから G S 宛に送った「日本の警察に関する計画」と題する文書には、①警察改革案については八月三一日に S C A P と日本の委員会作成案を討議し、私は一般的見解を示唆している、② P S D 案 (私が S C A P にその概要を説明した) は、アメリカの専門家バレンタインとオランダの勧告案に依拠している、と自己の立場に固執していた。⁽⁶⁵⁾ しかもこの頃には G 2 側にとっては謎であった G S と鈴木間の動向が判明し、改めてウイロビーやプリアムは彼らの隠密行動に臍をかむ想いであった。⁽⁶⁶⁾

一方、G S と G 2 間の抗争に巻き込まれ窮地に陥った片山は、九月三日、最後の手段としてマッカーサーへ書簡を送り、警察改革問題への裁定を求めた。それは内務官僚や保守党系閣僚に計ることなく、片山、西尾ら三名によって極秘に作成されたものであった。その書簡では、「地方自治を完璧ならしむると共に過去における如き警察力の国家権力に依る乱用を根本的に是正する」ために、自治体警察を中心とする地方分権を進める「革新的」案を、国家警察を広範に存置する「保守的」案の二つがあり、そのうちの前記「両極端案の中道」を選んで、国家警察と地方警察を併存せしめる方法を採用したい、と述べた。これに対するマッカーサーの裁定は、一八日付書簡で届けられたが、「八割位が民政局ホイットニー・ケーディスライン」の案を支持したものとなっていた。⁽⁶⁷⁾

警察力の国家と地方への分散化については、マッカーサーはP S D、C I S、G 2に技術的助言を行うよう指示するなど一応の配慮を示したが、G 2側の惜敗の想いは強かったであろう。⁽⁶⁸⁾

それでもG 2側は一〇月から一一月にかけて警察パージのマイナス面を再三強調した。⁽⁶⁹⁾しかし大勢は動かし難く、一二月一七日に警察法が制定されて決着した。この間、武徳会パージが警察パージを包含しつつ進展していったことはいうまでもない。それゆえ、警察パージに関わる警察改革問題は、G SとG 2間の亀裂を一段と深化させ、G 2側のG S側に対する遺恨を深めたといえる。

七 おわりに

以上、一九四七年八月二日の「大日本武徳会に関する追放の基準」により警察関係者を含む武徳会関係者のパージが実施されていった。すなわち、中央および地方公職適否審査委員会は、同月一五日までに中央本部役員を、九月一日までに県支部長を、十一月一日までに県支部の理事と副支部長を、同月一四日までに地方支所長をそれぞれ審査した。また県理事および支部長に対する追放仮指定があり、反証を提出した者の多くは審査委員会によって審査され、追放該当者と追放非該当者が選定された。審査の未処理部分は翌四八年三月六日までに達成され、ここに武徳会パージはすべて終了した。⁽⁷⁰⁾同日、日本政府は以下のような最終報告をG Sへ提出した。⁽⁷¹⁾

	中央本部役員 県役員・支部長 副支部長・理事長 理事・部会長 地方支部長	非該当	追放	仮指定	既追放	死亡	計
計	六五七	四一六	四三三	七九一	八八	一〇四	二〇七三
	五	三	四	一九	二一	一〇	五九
	六四	四〇	五五	六二	一三	二四	二四四
	一六九	二二七	二二八	一	二一	三二六	三二六
	四一六	三八一	四六二	五	五六	一三二〇	一三二〇

結局、中央と地方の武徳会関係者合計二〇七三名が審査を受け、死亡者一〇四名（全体の五・一％）を除いて、追放非該当者が六五七名（三一・六％）、追放該当と判定された者は一三二二名（六三・三％）に及んだ。二一万人に達する公職追放者全体からすれば、わずか〇・六％を占めたにすぎなかったものの、内務省はこの武徳会パージによって打撃を受け、しかも一九四七年末をもって解体された。GSの目標は社会党ともども達成されたわけである。しかしながらすでに東西冷戦がアジアへと波及しつつあり、四八年一月六日のロイヤル陸軍長官によるサンフランシスコ演説以降、アメリカ政府は従来の日本の非軍事化・民主化に代えて経済的自立化を企図し、日本をアジアの反共防波堤にするとの方針を固めていく。武徳会パージが終了した同年三月の時点で内務省のケナン (G. Kennan) 政策企画室長、陸軍省のドレイパー (W. Draper, Jr.) 次官が相次いで来日し、マッカーサーに対してパージの終結や再軍備の可能性を打診する。こうして一〇月九日、日本の経済的自立化を明記したNSC一三／二がアメリカ政府によって公式化され、その一貫としてパージ終結および解除が確定する。その間、GSはワシントンの変心からやむなく日本側の公職審査委員会を廃止し、あわただしくパージ旋風の幕を引かざる

をえなくなった。ページの推進者ケーデイスは帰国を余儀なくされるなど、GHQ内のパワーバランスは攻守所を変え、G2がGSに対して優位に立つ結果となった。その意味で武徳会ページは、GSと社会党勢力が保守陣営に切り込んだ最後の「太刀であった」といえよう。

注

- (1) 中村民雄編著『史料近代剣道史』（島津書房、一九八五年刊）一七—一九頁参照。また下記注（4）のGS文書（Box no. 2275Z）中G#4. Information on the Dai Nippon Butoku Kai（以下DNBKと略）from Nihon Bunka Dantai Nenkan 1938 and 1943, no date; #9a. Outline of the DNBK, no date 参照。
 - (2) 「其ノ他ノ軍国主義者及極端ナル国家主義者、①軍国主義的政權反对者ヲ攻撃シ又ハ其ノ逮捕ニ寄与シタル一切ノ者、②軍国主義的政權反对者ニ対シ暴行ヲ使曠シ又ハ敢行シタル一切ノ者、③日本ノ侵略計画ニ関シ政府ニ於テ活発且重要ナル役割ヲ演ジタルカ又ハ言論、著作若ハ行動ニ依リ好戰的国家主義及侵略ノ活発ナル主唱者タルコトヲ明ニシタル一切ノ者」——自治大学校編『戦後自治史VI（公職追放）』（同、一九六四年刊）六九頁より。
 - (3) 拙著『公職追放論』（岩波書店、一九九八年刊）第二章参照。
 - (4) GHQ資料（国立国会図書館憲政資料室所蔵）は、①GS文書…Box No. 2275Z, DAI NIPPON BUTOKU KAI (Great Japan Military Virtue Association) 2-Apr. 1948; Box no. 2245, Butoku-kai（以下BKと略）Reports General, Sept. 1947-Apr. 1948; ②C-1文書…Box no. 8660, Butokukai, Feb 1946-Nov 47; ③C-2文書…Box no. 278, Police Reorganization #26: Police Loose Data, Dec 1946-Aug 47; #25: Purge and Great Military Virtues Society, 2-Nov 1948; Box no. 361, Butoku-kai Purge, July 1947-Aug 1947 以下略。また内務省調査課員（のち警視總監）の原文兵衛氏には、一九九五年九月二九日に東京で証言を得た。
- なお武徳会解散を武道面から調査したものとして、渡辺一郎編『武道総合団体大日本武徳会の設立とその解散』（筑波大学体育科学系、一九八一年）、また教育面から分析した先行研究として、山本礼子「大日本武徳会解散と関係者の公職追放規程決定過程」（『戦後教育史研究紀要』第一一号、一九九六年七月刊所収）、同「大日本武徳会解散と

- 学校体育における武道の民主化」(『日本の教育史学』第三九集、同年一〇月刊所収)がある。
- (5) 拙著『公職追放論』(岩波書店、一九九八年刊)第一章3を参照。
- (9) Appendix A: List of Organizations to be Abolished in Accord With Paragraph 3 of the Memorandum to the Imperial Japanese Government, AG 091 (10 Nov 45) GS, ㊦の文書。
- (7) Note in Memo for Imperial Japanese Government, Subj: Abolition of Certain Political Parties, Associations, Societies and Other Organizations (SCAPIN548), 4 January 1946, *ibid.*
- (8) 前掲書『戦後自治史VI(公職追放)』八五頁、一三二—一三五頁参照。
- (9) 前掲書『史料近代剣道史』一一〇—一二頁参照。
- (10) 同右書九二—一〇二頁参照。
- (11) R. L. G., CIS, G-2, Special Reports, Subj: DNBK, 27 June 1946, ㊦の文書 (Box no. 2275Z).
- (12) #10. Report from CIC Hdqrs. -DNBK (Ten page report on organization's history; plus exhibits I thru VI, 17 July 1946, *ibid.*
- (13) 前掲「大日本武徳会解散と学校体育における武道の民主化」一八〇—一八一頁参照。
- (14) C. A. Willoughby, Asst Chief of Staff, G-2, Memo for the Chief of Staff, 13 Aug 1946, *ibid.*
- (15) #11. G-2 Background material on DNBK, 16 Aug. 1946; J. P. P. to Gen. Willoughby, Subj: Dissolution of Great Japan Military Virtue Society, 15 Aug 1946; Col. Bishop to Col. Bratton, 15 August 1946, *ibid.*
- (16) *Political Reorientation of Japan, 1945-1948*, Vol. I, 1968, pp. 68-69.
- (17) 前掲書『史料近代剣道史』一二頁、一〇三—一〇四頁参照。#12. CI and E report on BK, 4 Oct. 1946, ㊦の文書 (Box no. 2275Z). 戦時中に体育会理事長を勤めた末広が内務省文書課長小林與三次の要請で㊦を訪ねた際、「内務省の官吏は武徳会のページに深い関心をもっている、警保局の一部がその影響を受けるかも知れないと恐れている」、「文部省の役人が仲間を助けるために文化促進会を解散したのと同様、内務省もページから逃れるため、急いで武徳会を解散したものと確信する」と証言している。——#5. Mr. Suehiro's explanation of his connections with the

DNBK, no date, *ibid* 46°.

- (81) #12a. Memo from P. K. Roest-Conference with Mr. Eaton, Civil Property Custodian -- Re: DNBK and it's assets, 31 Oct 46, *ibid*.
- (19) 原文兵衛著『元警視總監の体験的昭和史』（時事通信社、一九八六年刊）一一二一一三頁。なおルーストは「武徳会から柔道四段を授与されている原に対して、*「あなたは公職追放にしないから」*などと言ったという。
- (20) #14. Memo for the Record-DNBK (subject to SCAPIN 548), 1 Nov 46, *ibid*.
- (21) #15. Memo for the Record-DNBK (organization to be dissolved by 5 Nov), 4 Nov 46, *ibid*.
- (22) #15a. Memo from P. K. Roest - Major Graham came with a proposal for the President of DNBK which contained details regarding the proposed voluntary dissolution of this organization. 5 Nov 46, *ibid*.
- (23) #1. Memo for JIG-Dissolution of the Military Virtue Society (DNBK), no date; AG091 (5 Nov 46) GS, 5 Nov 1946, *ibid*.
- (24) #16a. To Mr. Hauge from Beate Sirota-Subj: Visit by Home Ministry Off., 6 Nov 46, *ibid*.
- (25) #16b. Memo for Record-Subj: Dissolution of DNBK, 7 Nov 46, *ibid*.
- (26) つれづれ武徳会関係者の多くが追放から救われたと思つて、原は「万歳を叫びたい気持ち」であったという。前掲書『元警視總監の体験的昭和史』一一三一一五頁参照。
- (27) #2a. Wireless Instruction-to Prefectural Governors from Dir. of Investigation Bureau -- Ordering DNBK be dissolved & seized & take measures to prevent the property & documents from being lost, no date, *ibid*.
- (28) #13. Report submitted by Tanikawa, Chief of Metropolitan Police Board concerning critical dates for BK, Nov 46, *ibid*.
- (29) #17. Check sheet-DNBK-request for information. 14 Nov 46; #17a. Check Sheet-G-2 to GS-DNBK, 15 Nov 46, *ibid*.
- (30) #17b. Memo for Record-Information Concerning DNBK, 21 Nov 46; #18. Memo for the Record-Information

on the DNBK, 26 Nov 46, *ibid*.

(15) #42. Memo for PSQD, DNBK (history of society; summary of steps taken in the dissolution of the organization in chronological sequence), 31 July 47, *ibid*.

(16) T. P. D., Memo for Information, Subj: DNBK, 19 December 1946, ㊦㊧㊨㊩ (Box no. 278).

(17) #42. Memo for PSQD, DNBK (history of society; summary of steps taken in the dissolution of the organization in chronological sequence), 31 July 47, ㊦㊧㊨㊩ (Box no. 2275Z).

(18) #19. Outline of the BK and its relation to the Purge, 24 Feb 47, *ibid*.

(19) #20. Memo to Chief, GS-Home Ministry Petition on the DNBK, 26 Feb 47; #21. Memo to Chief, PAD-Dissolution of DNBK, 26 Feb 47, *ibid*.

(20) #22. Memo for the Minister of Home Affairs-Concerning purge of personnel coming within scope of ordinances, 13 March 47, *ibid*.

(21) #23. Memo-DNBK-Category G to be applied to personnel of this society, 13 March 47, *ibid*.

(22) #25. Answer to Gen. Whitney's letter directing purge of BK officials, 15 March 47, *ibid*.

(23) #26. Officials of the DNBK falling under category G, Appendix A, SCAPIN550 in the absence of satisfactory proof to the contrary-(not applied), 17 March 47, *ibid*.

(24) #28. Plan regarding scope of officials of DNBK to be purged under SCAPIN 550, 27 March 47, *ibid*.

(25) #29. Screening of persons connected with the DNBK, 1 April 47, *ibid*.

(26) #30. Officials of the DNBK falling under Category G, Appendix, SCAPIN 550, 15 April 47, *ibid*.

(27) #32. Documents concerning the Head Office and Branch Officers of the BK are submitted herewith-by T. Kanamori, State Minister, 1 May 47; #33. Scope of Officers to be purged in connection with the DNBK, 9 May 47, *ibid*.

(28) 吉田茂著『回想十年』第一卷(新潮社、一九五七年)九八—九九頁参照。

- (45) #35. Letter from Etsujiro Uehara concerning purge of officials connected with the BK, 2 June 47, *ibid.*
- (46) #37. Memo for Dir-Gen of the Cabinet Secretariat-BK-Treatment of purge of officials under Category "G", 6 July 47, *ibid.*
- (47) #38. Investigation report of names of the former officials of BK who will presumably be purged-submitted by Mr. Sone, 10 July 47, *ibid.*
- (48) #39. Letter from Gen. Whitney to the Prime Minister-Concerning purge of officials of BK, 15 July 47, *ibid.*
- (49) <Secret> #39a. Memo for Record-Martial Virtues Society, 15 July 47, *ibid.*
- (50) #40. Estimate of number of persons to be purged in connection with the BK, 16 July 47; Evidences to the Contrary, Memo for the Record, 25 July 47; Proof to the contrary concerning officers of the BK, 24 July 47; Memo for Chief, PSQD-BK-Proof to the Contrary, 22 July 47, *ibid.*
- (51) #41. J. P. Napier, Chief, PSQD, Memo for the Record, Subj: BK, 25 July 47, *ibid.*
- (52) 前掲書『戦後自治史VI（公職追放）』三〇六頁参照。
- (53) 大霞会編『内務省史』第一卷（原書房、一九八〇年刊）五二九―五三五頁参照。小倉裕児「一九四七年警察制度改革と内務省「司法省」〈関東学院大学経済学会研究論集『経済系』第一八五集 一九九五年一〇月号所収）参照。
- (54) PSD, Subj: Effect of the Proposed BK Purge on the Police Force, 24 June 1947, 文書（Box no. 278）.
- (55) H. E. Pulliam, PSD, Memo to G-2, Subj: Police Purge, July 1947, *ibid.*
- (56) <Confidential> Willoughby to Bratton, Duff, Myers, Subj: Police Purge, 20 Jul 47, *ibid.*
- (57) C. A. W., G-2 to D C/S (SCAP), Subj: Police Purge, No date, *ibid.*
- (58) H. E. Pulliam, Memo for Record, Subj: Contact with Chief of Staff, Eighth Army, reference BK Purge, 21 July 1947; H. E. Pulliam, PSD, Memo for the Record, Subj: Police Purge DNBK (Great Military Virtues Society), 25 July 1947, *ibid.*
- (59) 福永文夫著『占領下中道政権の形成と崩壊』（岩波書店、一九九七年）一四八―一五〇頁参照。

- (35) H. E. Pulliam to Assistant Chief of Staff, G-2, Memo for Record, Subj: Report of Telephone Call from General Whiney, GS, 18 August 1947, *ibid.*
- (36) Willoughby to Bratton, Duff, Myers, Subj: Police Reform Papers, 24 August 1947, *ibid.*
- (37) C. A. W., MIS, Memo for C-in-C and C of S, Subj: Japanese Police Casualties, 22 August 1947, ㊦㊮㊰㊱㊲ (Box no. 278).
- (38) C. A. W., Memo for the Chief of Staff, Subj: Police Purge-DNBK (Great Military Virtues Society), 29 August 1947, ㊦㊮㊰㊱㊲ (Box no. 361).
- (39) A. P. F., D C/S (SCAP) to G-2, Subj: Police Purge, 2 September 1947, ㊦㊮㊰㊱㊲ (Box no. 278).
- (40) <Secret> C. A. W., G-2 to GS, Subj: Japanese Police Plan, 2 Sep 47, *ibid.*
- (41) <Secret> CIS to G-2, 1 Sept 47: H. E. Pulliam, Memo for Record, Subj: Development of Suzuki Plan for Police Reorganization, 4 September 47, *ibid.*
- (42) 地方自治研究資料センター編『戦後自治史Ⅲ(警察及び消防制度の改革)』(文芸春秋) 一一一一—一二三頁参照。
- (43) C. A. W., Memo for the Chief of Staff, Subj: Japanese Police Reorganization, no date <draft>, *ibid.*
- (44) #3a. Check sheet-Japanese Police Losses, 7 Nov 47, (attached correspondence between G-2 and GS), ㊦㊮㊰㊱㊲ (Box no. 2275Z).
- (45) #3b. Memo for Chief, PSQD-DNBK (completion of project and attached chart showing over all picture), 20 Nov 47: #50. History of the Purge, 1 April 48, *ibid.*
- (46) #23. Total Result of Screening of the Relatives with BK, Mar 5, 48, *ibid.*; *Political Reorientation of Japan*, 1945-1948, pp. 71-72.